

令和8年度 韮崎市生涯スポーツ大会 実施要項総則

1 趣 旨

本大会は、市民のスポーツに関わる機会の創出と、参加者相互が競い合いながらスポーツに親しみふれあうことにより、生涯にわたるスポーツ活動の普及・振興を目的とする。

2 主 催 韮崎市スポーツ協会 韮崎市教育委員会

3 主 管 韮崎市スポーツ協会 加盟各競技団体

4 会期・会場 大会日程と会場一覧表のとおり

5 実施競技

＜競技＞10競技

ソフトテニス、野球、テニス、グラウンドゴルフ、ゴルフ、バレーボール（一般男子・一般女子）、ソフトバレーボール、弓道、ボウリング、駅伝

6 実施方法 競技別実施要項による。

7 参加資格

参加選手及び監督は、各競技大会開催日以前に韮崎市に住所を有する者で、アマチュアに限る。その他、各競技別実施要項による。

8 順位決定方法

- (1) 従前（韮崎市体育祭り）の各町対抗による総合順位方式は実施しない。
- (2) 順位の決定は、各主管団体に一任する。

9 表 彰

各競技別実施要項による。

10 参加申込

各競技別実施要項による。

11 開閉会式

総合開閉会式は行わない。

各競技別の開閉会式の実施は、各主管団体に一任する。

12 組合せ抽選会

各種競技の抽選会は、参加申込書受理後、各主管団体による責任抽選とする。

13 その他

- (1) 各主管団体の責任者は、競技終了後、速やかに、事務局へ結果を報告するとともに、怪我人等の有無についても報告すること。
- (2) 各競技終了後は必ず会場の清掃を競技団体・参加者で行うこと。
- (3) 参加選手のチーム編成については、競技種目の特性に応じ、各主管団体の判断により、町ごとの枠組みにとらわれず、編成することも可能とする。
- (4) 各主管団体は、責任をもって大会実施にあたり、また、参加者に怪我等が無いように、安全な大会運営に努めること。また、応急処置は主管団体において行うこと。
- (5) 大会中の怪我等に対する傷害保険は、事務局において加入する。
- (6) 参加選手は、健康保険証を持参すること。
- (7) 運営委託料については、開催日前に事務局より交付する。
- (8) 感染症対策に留意したうえで競技を行うこと。

14 大会事務局

韮崎市スポーツ協会事務局

【韮崎市教育委員会 教育課 スポーツ振興担当】

韮崎市水神一丁目3番1号

TEL：0551-22-0498

FAX：0551-22-0498